

合併協定書

(案)

宇都宮市
上河内町
河内町

1 合併の方式

合併の方式は編入とし、河内郡上河内町及び同郡河内町を廃止し、その区域を宇都宮市に編入するものとする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成19年3月31日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、宇都宮市とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、宇都宮市旭1丁目1番5号とする。

5 議会の議員の定数及び任期の取扱い

- 1 上河内町及び河内町の議会議員は、合併の日の前日をもって失職する。
- 2 合併後、最初に行われる一般選挙から、宇都宮市議会議員の定数を50人とする。
- 3 合併後、最初に行われる一般選挙に限り、合併前の宇都宮市、上河内町及び河内町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、これらの選挙区の議会の議員の定数を合併前の宇都宮市の区域を区域とする選挙区45人、合併前の上河内町の区域を区域とする選挙区1人、合併前の河内町の区域を区域とする選挙区4人とする。

6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- 1 上河内町及び河内町の農業委員会は、合併時に宇都宮市農業委員会に統合する。
- 2 上河内町及び河内町農業委員会の委員のうち、選挙委員は、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第2号の規定を適用し、宇都宮市農業委員会委員の残任期間、上河内町及び河内町はそれぞれ6人に限り、引き続き新市の農業委員会委員として在任する。
- 3 合併後、最初に行われる一般選挙における選挙委員の定数は、40人とする。
- 4 合併後、最初に行われる一般選挙における選挙区は、宇都宮市に3選挙区、上河内町及び河内町にそれぞれ1選挙区、合計で5選挙区を設ける。
また、選挙区ごとの定数は、農業委員会委員選挙人名簿登録者数に比例して定める。

7 地方税の取扱い

地方税の取扱いについては、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から宇都宮市の制度に統一する。

ただし、事業所税については、上河内町及び河内町の区域は、平成19年度は資産割及び従業者割とも課税免除、平成20年度から平成23年度までは資産割は1/2課税、従業者割は全額課税とし、平成24年度から全額課税とする。

また、都市計画税については、上河内町の区域は、平成19年度から平成21年度までは課税免除とし、平成22年度から宇都宮市の制度に統一する。

8 一般職の身分の取扱い

- 1 一般職の職員（教育長を除く。）は、すべて宇都宮市の職員として引き継ぎ、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化を図る。
- 2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、宇都宮市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱い、その細目は、1市2町の長が協議して別に定める。

9 地域自治制度の取扱い

地域自治制度は、別添「地域自治制度」のとおりとする。

10 財産の取扱い

上河内町及び河内町の財産（権利及び義務を含む。）は、すべて宇都宮市に引き継ぐ。

11 特別職の身分の取扱い

- 1 常勤特別職（教育長を含む。）の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

上河内町及び河内町の常勤特別職（教育長を含む。）については、合併の日の前日をもって失職する。

- 2 その他の非常勤特別職（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。）については、次のとおりとする。

上河内町及び河内町その他の非常勤特別職（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。）については、基本的には合併の日の前日をもって失職するが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、宇都宮市の制度・基準をもとに調整し、別に定める。

12 条例、規則等の取扱い

宇都宮市の条例、規則等を適用する。ただし、事務事業の取扱い等についての調整結果を踏まえ、条例、規則等の新規制定、一部改正等が必要なものについては、所要の措置を行う。

13 事務組織及び機構の取扱い

- 1 現在の上河内町及び河内町の役場は、地方自治法上の支所とする。
- 2 支所の組織機構については、地域自治制度を効果的に推進できる簡素で効率的な組織とし、住民生活に支障を来すことがないように配慮しつつ、段階的に見直しを図る。
- 3 上河内町及び河内町に置かれている附属機関は、法律に定められているもの等を除き、原則として廃止する。

14 一部事務組合の取扱い

- 1 市2町が加入している栃木県市町村総合事務組合で処理している事務のうち、2町のみが該当するものについては合併の日の前日をもって脱退し、1市2町が該当するものについては、新市として引き続き加入する。

15 使用料、手数料等の取扱い

- 1 施設等の使用料については、原則として現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に基準を見直す。
ただし、法定外公共物占用料については宇都宮市の制度に統一する。
- 2 手数料については、原則として宇都宮市の制度に統一する。
ただし、墓園共用施設管理手数料及び一般廃棄物処理（し尿処理）手数料については、現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に調整する。

16 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、地方自治法第157条に規定する総合調整権を長が有することから、新市の速やかな一体性の確立に資するため、各団体の実情を尊重しながら、原則として、合併時に統合するよう調整に努める。

17 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等については、原則として宇都宮市の制度に統一する。
ただし、統一に時間を要する補助金等については、各町の従来からの経緯、実情等に配慮しながら、調整を図る。

18 町名・字名の取扱い

町名（住居表示等により字が廃止され、町に画された区域の名称）は原則として現行のとおりとし、字名（前記以外の大字で画された区域の名称）は従前の名称から「大字」を削除し、末尾に「町」を加え、新たに町を画する。
ただし、上記により同一の町名が生じることとなる場合には、宇都宮市の現行の町名と紛らわしくないようにする。

19 慣行の取扱い

宇都宮市の制度に統一する。
なお、各町の慣行については、各地域において引き続き継承する。

20 契約事務の取扱い

契約事務については、原則として宇都宮市の制度に統一する。

ただし、平成19年度から平成21年度までに限り、上河内町及び河内町を施工場所とする5,000万円以下の工事については地域要件を設定し、各町内に本店を有する業者を優先指名することとし、平成22年度から宇都宮市の制度に統一する。

なお、3年を経過しようとする平成21年度時点で、特に必要があると認められる場合においては、1年間を限度に延長することができる。

21 各種事務事業の取扱い

21-1 交通関係事業の取扱い

- 1 交通関係事業の取扱いについては、原則として現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 市又は町単独の運行補助や生活交通確保策については、特定の地域を対象とした事業であるため、当分の間は継続事業として実施するものとするが、新市移行後には一本化に向けた調整を行う。
- 3 上河内町における代替バスの取扱いについては、住民の移動手段を確保することができるよう、宇都宮市が策定した「宇都宮市生活交通確保プラン」との整合を図ることとするが、地域の特性に応じた新たな交通移動手段が確保されるまでの間は、これまでの経緯等を踏まえ、現行のままとする。

21-2 消防団関係事業の取扱い

- 1 消防団については、宇都宮市消防団に統合し、各町消防団は、分団とする。
- 2 消防団員については、宇都宮市消防団に引き継ぐ。
- 3 消防団員の報酬及び費用弁償については、宇都宮市の制度に統一する。

21-3 国民健康保険関係事業の取扱い

- 1 国民健康保険事業については、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 国民健康保険税の賦課については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から宇都宮市の制度に統一する。

21-4 コミュニティ関係事業の取扱い

- 1 自治会組織については、連合組織を設置できるよう調整に努める。
- 2 自治会長の身分については、合併時に宇都宮市の制度に合わせ、任意団体の長として扱う。
- 3 自治会への補助金等については、平成20年度から宇都宮市の制度に統一する。

- 4 コミュニティ活動については、さらに充実・強化が図られるよう、地域の実情を考慮しながら支援策を推進していく。

21-5 環境・清掃関係事業の取扱い

- 1 環境・清掃事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 環境基本計画については、原則として宇都宮市の計画を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。
- 3 ごみ収集運搬業務については、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。
- 4 し尿収集運搬業務については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。

21-6 介護保険関係事業の取扱い

- 1 介護保険関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 第3期介護保険事業計画（平成18年度～平成20年度）については、1市2町の第3期介護保険事業計画の集合をもって取り扱う。
- 3 第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から宇都宮市の制度に統一する。
- 4 市町村特別給付（紙おむつ購入費の支給）については、合併年度の翌年度から宇都宮市の制度に統一する。

21-7 保健衛生関係事業の取扱い

- 1 保健衛生関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 乳児健康診査の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 3 成人健康診査の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。ただし、上河内町及び河内町の区域において受診率の低下を来さないよう、健診の実施手法について対応策を検討する。
- 4 各市町で実施している健康づくり事業、子育て支援事業及び献血関係事業については、宇都宮市の制度に統一する。

21-8 社会福祉・援護関係事業の取扱い

- 1 社会福祉・援護関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 社会福祉協議会補助金については、新市に移行後3年を目途に調整する。
- 3 上河内町及び河内町的生活保護関係事務については、合併時に宇都宮市が栃木県から引き継ぐ。

- 4 上河内町及び河内町が実施している日本赤十字社事務については、宇都宮市社会福祉協議会の事業として実施する。

21-9 高齢者福祉関係事業の取扱い

- 1 高齢者福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 緊急通報装置給付貸与事業及び安否確認緊急通報システム貸与事業については、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、概ね3年を目途に調整する。
- 3 老人クラブ運営費助成については、宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 4 上河内町で実施している移送サービス事業については、地域特性を考慮し、現行のまま新市に引き継ぎ、地域限定で実施する。

21-10 障害者福祉関係事業の取扱い

- 1 障害者福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 障害者社会参加推進イベントについては、当分の間現行どおりとし、新市に移行後、3年を目途に調整する。

21-11 児童福祉関係事業の取扱い

- 1 児童福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 こども医療費助成事業については、宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 3 保育料については、宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 4 児童扶養手当等各種手当関係事務事業の取扱いについては、宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 5 放課後児童健全育成事業における運営については、宇都宮市の制度を基準に合併までに方向付けを行い、新市に移行後2年を目途に調整する。
- 6 河内町で実施している運営費補助（園外保育費）については、合併時に廃止する。
- 7 上河内町及び河内町で実施している特別保育事業（小学校低学年児童の受入れ、保育所体験特別事業）については、合併時に廃止する。

21-12 商業・観光・工業関係事業の取扱い

- 1 商業・観光・工業関係事業については、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 中小企業者向け融資制度に関する市町村特別保証制度に加入し、制度融資については宇都宮市の制度に統一する。
- 3 商工会議所及び商工会に対する補助金については、全体のバランスや事業内容を勘案し、調整を図る。

- 4 祭り等のイベントについては、地域特性を考慮し、当分の間現行どおりとする。
- 5 観光協会については、それぞれの地域特性を有効に活用するとともに、効果的な観光振興が図られるよう統合に努める。
- 6 上河内町の地域交流館の運営体制については、現行のまま新市に引き継ぐ。合併後、指定管理者制度への移行が妥当と判断した場合には、当該施設が地域の雇用や農林業の振興等に寄与していることなどの観点から、非公募とすることも含め検討する。

21-13 農林水産関係事業の取扱い

- 1 農林水産関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 農業振興地域整備計画に基づく農用地区域等は、合併後、新たな計画を策定するまでは、現行のとおりとする。
- 3 水田農業構造改革対策事業（生産調整対策）の基本的な仕組みは、合併までに統一した基準で調整を図ることとするが、各町が独自に実施している施策については、実情を考慮して調整を図る。
- 4 農業金融対策事業における合併までの借入分については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 5 農業公社については、合併時に統合できるよう調整する。
- 6 市町有林・部分林整備事業については、合併までに管理処分の統一に向け調整する。

ただし、上河内町区域の宝ノ川地区の町有林については、市有林の整備・保全方針を踏まえ、森林の育成に努める。また、現在栃木県と契約している分収造林契約（平成27年度まで）は、現行のまま新市に引き継ぐ。

上河内中学校（旧小倉中学校及び旧鶴ヶ峰中学校）と上河内町（旧上河内村）との間で取決めのあった元分収造林の収益の取扱いについては、学校の生徒により長年育てられてきた過去の経緯を踏まえ、収益の一部を上河内中学校へ還元するよう配慮する。

- 7 農業集落排水施設の事業分担金については、現行のまま新市に引き継ぐものとし、使用料の体系及び金額については、段階的に統一を図る。

21-14 建設関係事業の取扱い

- 1 道路、橋りょう等の整備事業のうち、継続事業については、新市においても引き続き実施する。また、道路、橋りょう等の整備計画については、段階的に調整する。
- 2 道路、橋りょう等の維持管理及び修繕のうち、緊急、応急的な修繕のあり方等については、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。

- 3 道路用地（幅員７メートル未満の生活道路用地）については、寄付とする。
ただし、既に説明会を実施しているもの等については、事業の継続性等を考慮し、協議した上で、買収で対応する路線を決定する。
- 4 新市の河川整備計画については、宇都宮市の計画を基に、速やかに策定する。
- 5 住宅資金の貸付制度については、宇都宮市の制度を基準に調整する。

21-15 都市計画関係事業の取扱い

- 1 合併後、新市全域での区域区分（線引き）については、当面、現状を維持していくこととするが、都市計画決定の権限を有する県の次々期見直しまでに、新市全域で区域区分（線引き）を行い、新市が一体となった総合的なまちづくりを進める。
- 2 都市計画道路の整備については、継続事業は新市において引き続き実施するが、未着手路線の取扱いは新市に移行後も当分の間現行どおりとして、段階的に調整する。
- 3 区画整理事業計画については、新市において全体計画を策定し、段階的に実施する。
- 4 区画整理事業の実施について、合併前に事業認可を受け実施中の事業については、土地区画整理法に基づいて実施していることから事務事業を現行のまま新市に引き継ぐ。

21-16 水道関係事業の取扱い

- 1 上河内町の簡易水道事業は、合併時に宇都宮市の水道事業に統合し、一の公営企業として運営する。
- 2 水道拡張事業計画は、合併後の財政状況等を踏まえながら、合併後３年以内に、原則として宇都宮市の制度を基準に新しい計画を策定する。
- 3 水道料金は、利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後３～５年で段階的に調整する。
- 4 水道加入金は、宇都宮市の料金制度に統一する。

21-17 下水道関係事業の取扱い

- 1 下水道事業は、合併時に地方公営企業法を全部適用している宇都宮市の下水道事業に統合し、一の公営企業として運営する。
- 2 下水道全体計画は、合併後の財政状況等を踏まえながら、合併後３年以内に、原則として宇都宮市の制度を基準に全体計画の見直しをする。
- 3 下水道事業認可は、現在の認可区域をそのまま引き継ぐ。
- 4 公共下水道の整備は、当分の間現行どおりとし、合併後３年以内に現行の整備計画を段階的に調整しながら、新市の整備計画を策定する。
- 5 下水道使用料は、利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後３～５年で段階的に調整する。

- 6 下水道受益者負担金及び分担金については、宇都宮市の料金制度に統一する。

ただし、上河内町及び河内町が定める現在の認可区域の単位負担金額は現行のとおりとする。

21-18 学校教育関係事業の取扱い

- 1 学校の通学区域については、新市に移行後、全市的な通学区域の見直しの必要性を検討する。
- 2 学校給食については、各市町の調理方式を現行のまま新市に引き継ぐ。また、給食費の算定方法については、新市に移行後も当分の間現行どおりとする。
- 3 校舎の大規模改造事業及び体育館整備事業については、簡易耐震診断未実施校について合併後早期に簡易耐震診断を実施し、その結果を基に宇都宮市の施設整備計画に組み込む。

21-19 社会教育関係事業の取扱い

- 1 社会教育団体及び文化スポーツ団体に対する補助制度については、宇都宮市の基準によるとともに、対象団体の統合に努める。
- 2 社会教育及び文化スポーツのイベント等の類似事業は、合併時に整理統合し一元化する。ただし、地域性が強く、実施の必要性が高い事業については、地域行政機関又は団体が行う。

22 合併市町村基本計画

合併市町村基本計画は、別添「宇都宮市・上河内町・河内町合併まちづくり計画」のとおりとする。

調 印 書

宇都宮市，上河内町及び河内町は，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）
第２５２条の２第１項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成１６年法
律第５９号）第３条第１項の規定に基づく宇都宮地域合併協議会において，以
上のとおり合併に関する協議が整ったので，ここに調印する。

平成１８年１０月２０日

宇 都 宮 市 長

上 河 内 町 長

河 内 町 長

立 会 人

(宇都宮市)

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

(上河内町)

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

(河内町)

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

(1 市 2 町 共通 委員)

合併 協議 会 委員

合併 協議 会 委員

合併 協議 会 委員

合併 協議 会 委員
